

# 介護保険制度における 高齢者の生活支援・移動支援の取組

令和8年2月27日

厚生労働省 老健局  
認知症施策・地域介護推進課

# 地域支援事業（地域支援事業交付金・重層的支援体制整備事業交付金）

令和8年度当初予算案 1,807億円（1,800億円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、切れ目のない在宅医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。



## 2 事業費・財源構成

### 事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

#### 【事業費の上限】

##### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」

※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能

##### (2) 包括的支援事業・任意事業

「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」

+ 「社会保障の充実分」

### 財源構成

#### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

1号保険料、2号保険料と公費で構成  
(介護給付費の構成と同じ)

#### (2) 包括的支援事業・任意事業

1号保険料と公費で構成  
(2号は負担せず、公費で賄う)

	(1)	(2)
国	25%	38.5%
都道府県	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	19.25%
1号保険料	23%	23%
2号保険料	27%	-

## 3 実施主体・事業内容等

### 実施主体

市町村

### 事業内容

高齢者のニーズや生活実態等に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的にサービスを提供する。

#### ① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

##### ア サービス・活動事業（第一号事業）

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、  
介護予防ケアマネジメント

##### イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、  
一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

#### ② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅医療と介護の連携体制、認知症高齢者等への支援体制等の構築を行う。

##### ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、  
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

##### イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化（家族介護者に係る地域課題への対応を含む）、認知症施策の推進、地域ケア会議の開催

#### ③ 任意事業

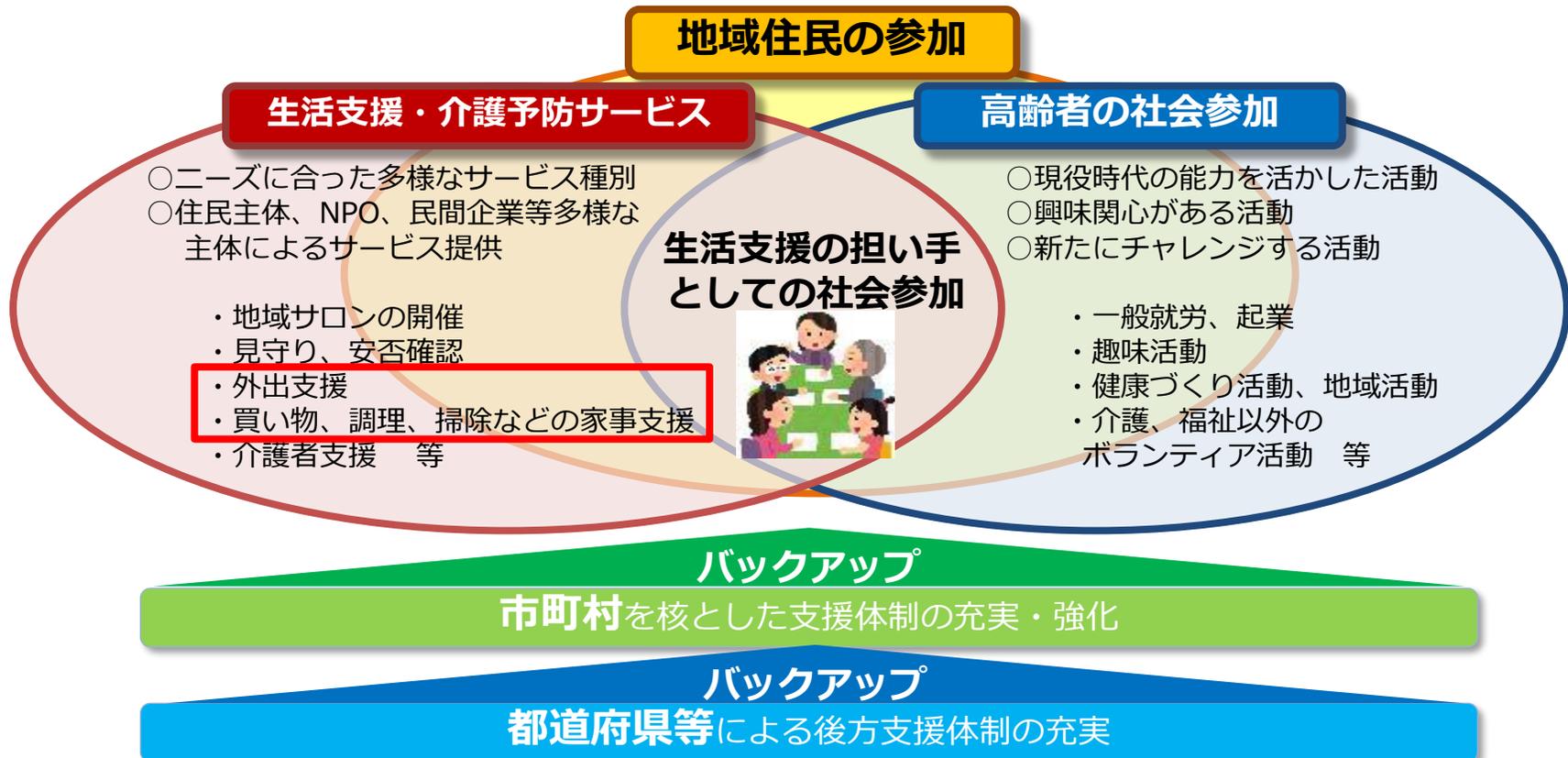
地域の実情に応じて必要な取組を実施。

- ・介護給付費等費用適正化事業
- ・家族介護支援事業（家族介護者の働き方の希望等に配慮した相談窓口の設置、企業や家族介護者同士を含む地域全体でのネットワーク構築等を含む）等

# 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

## ～生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加～

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。  
**ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。**
- 高齢者の介護予防が求められているが、**社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。**
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような**地域づくりを市町村が支援すること**について、**制度的な位置づけの強化**を図る。



# 総合事業における住民主体によるサービス・活動（サービス・活動B）の事例

## 三重県名張市

### ○概要

三重県名張市では、地域団体が主体となり、行政も支援・連携しながら、名張地区の「隠おたがいさん」をはじめ、市内11地域で、移動支援を含む生活支援を行っている。  
※名張市では生活支援と一体の訪問型サービス・活動Bとして移動支援も実施。

### ○生活支援の内容

- ・安否確認・家事手伝い・庭の管理・話し相手等
- ・通院・買い物・市役所・お墓参り等

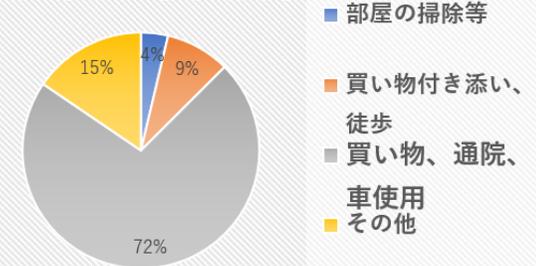
### ○実施形態

- ・会員制度をとっており、有償ボランティアが移動支援を含む生活支援を行う。（移動支援は「許可・登録不要」の形態で実施）
- ・活動初期は主に民生委員経由で周知したが、最近は直接依頼者が連絡してくることが多い。
- ・地域の自治会とは、活動通信の配布等を通じ、連携・情報共有等を図っている。

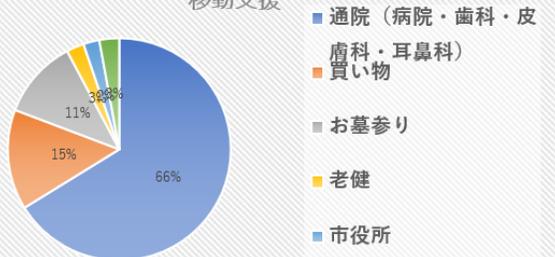
### ○サービスの開始から終了まで

- ・生活支援と移動支援の各コーディネーターが、依頼者の希望を聞き取り、ボランティアとつなぐ重要な役割を果たしている。
- ・ボランティアは民生委員等から必要な情報を聞き、活動する。
- ・ボランティアは活動が終わったら作業報告書を作成し、依頼者から500円を受け取り事務所に届ける。
- ・月末に事務所で集計し、1件あたり400円をボランティアに渡す。

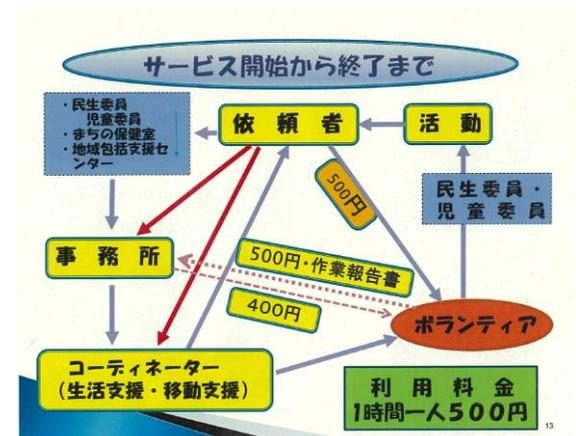
生活・移動の年間支援状況



移動支援



隠おたがいさん 代表 福山悦子氏発表資料から



## 介護施設等における共同送迎及び車両有効活用の取扱いについて

運転手等の人材確保等が課題となる中で、地域における交通資源の有効活用を図る観点から、

- ① デイサービスなどの介護事業所等が保有する送迎車両について、空き時間など利用者へのサービス提供に支障がない場合に、他の用途への活用を可能とするほか、
- ② 介護事業所等の送迎業務について、地域の交通関係事業者など第三者への委託（複数の事業所での共同委託も含む）を可能とする取扱いとしている。

### 【送迎車両の共有】

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について

第三 介護サービス 六「通所介護」

2「設備に関する基準」（居宅基準第九十五条）

(4) 設備に係る共用

指定通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるもの（指定訪問介護事業所の場合は事務室）は共用が可能である。

(中略)

また、玄関、廊下、階段、**送迎車両**など、基準上は規定がないが、設置されるものについても、**利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能**である。

### 【送迎業務の共同委託】 「令和6年度報酬改定に関するQ&A (Vol.1)(令和6年3月15日)」より抜粋

問 67： A事業所の利用者について、A事業所が送迎に係る業務を委託した事業者により、当該利用者の居宅とA事業所との間の送迎が行われた場合、送迎減算は適用されるのか。また、**複数の事業所で第三者に共同で送迎を委託する場合、各事業所の利用者を同乗させることは可能か。**

答： ・ 指定通所介護等事業者は、指定通所介護等事業所ごとに、当該指定通所介護等事業所の従業者によって指定通所介護等を提供しなければならないこととされている。ただし、**利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない**ことから、各通所介護等事業所の状況に応じ、送迎に係る業務について**第三者へ委託等を行うことも可能**である。

なお、問中の事例について、送迎に係る業務が委託され、受託した事業者により、利用者の居宅と事業所との間の送迎が行われた場合は、送迎減算は適用されない。

・ 別の事業所へ委託する場合や複数の事業所で共同委託を行う場合も、事業者間において同乗にかかる条件（費用負担、責任の所在等）をそれぞれの合議のうえ決定している場合には、利用者を同乗させることは差し支えない。

(以下略)

# 介護施設等における共同送迎及び車両有効活用の事例

※ 本取組については、国土交通省 令和7年度「交通空白」解消パイロット・プロジェクト(第4弾)にも採択

## 滋賀県野洲市

### ①「通所介護施設共同送迎サービス」

#### ○概要

滋賀県野洲市では、市内で地域共生社会づくりのため各種事業を実施している地域団体が主体となり、行政・介護事業所・民間企業とも連携しながら、介護事業所が単独で行っている**送迎業務を当該地域団体に集約**し、複数の通所介護施設に通う利用者を地域一帯で共同運行するサービスを実施。

#### ○取組内容

- ・令和5年4月～8月に共同送迎に関する実態・ニーズ調査
- ・令和5年9月～11月実証実験実施。
- ・令和6年10月～有償運行開始。(8事業所が参加)

#### ○共同送迎の内容

- ・共同送迎は朝夕の時間帯を中心に実施。
- ・運行エリアは発着地点(事業所またはご利用者宅)のいずれかが野洲市内

#### ○実施体制

- ・地域団体が全て自前で運行。
- ・ドライバーは福祉有償運送運転者講習を修了した者。(登録者約40名)
- ・送迎業務管理について、民間企業が開発したシステムを活用

### ②「高齢者移動支援モデル事業」 ※空き車両活用事例

#### ○概要

上記①の共同送迎サービスの**送迎車両の空き時間を活用**し、地域団体が、ひきこもりがちな**高齢者の移動支援**を行うことにより、生きがいの創出や、介護予防につながるためのサービスを実施。

#### ○移動支援内容(介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスB)

- ・買い物付添支援(スーパーへの送迎+ドライバーによる買い物付添支援)
- ・その他の生活支援(利用者の自宅に訪問し、掃除、買い物代行、草取り等)

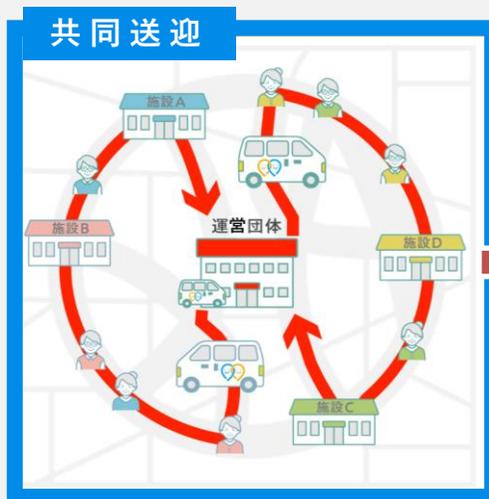
#### ○対象者

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の対象者(要支援者等)
- ・通所介護施設共同送迎利用者

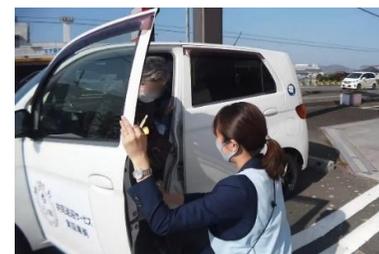
## 「ゴイッショやす」

～共同送迎を移動のプラットフォームに～  
介護送迎のアセットをフル活用し、地域の移住課題の解決を目指す

7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	
	共同送迎 (迎え)	介護送迎を行わない時間帯						共同送迎 (送り)				



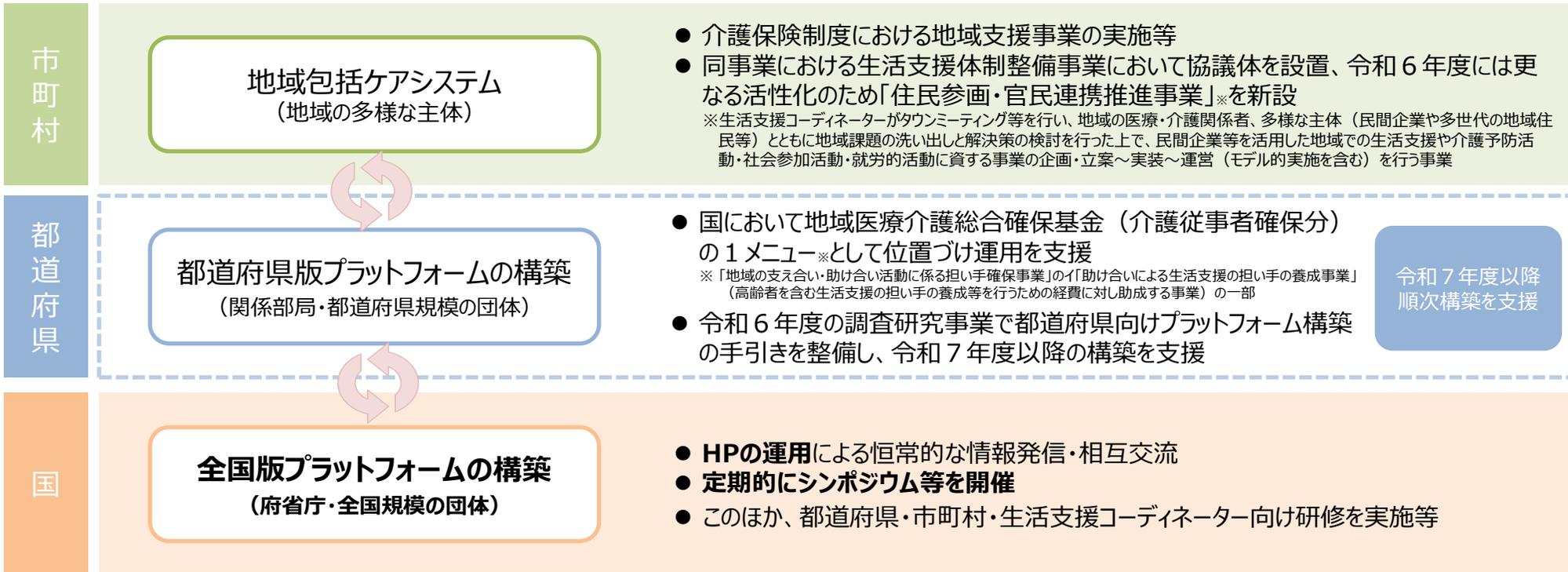
#### 買い物付添支援等



出典：野洲市からの提供資料をもとに厚生労働省において作成

# 生活支援共創プラットフォームの構築

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護のみならず、地域の交通・産業・商業などの経済活動や住民による取組など多様な主体との関わりの中で成立するもの。
- 市町村が、高齢者の尊厳ある自立した生活を支えるための地域包括ケアシステムの深化・推進を図るためには、こうした介護保険制度の領域を越えた活動との連携を深めることが重要であり、国・都道府県にプラットフォームを置き、地域共生社会の実現に寄与。



## 地域における多様な主体の共創の充実

掃除、洗濯、調理、買い物、見守り、移動（交通）、住まい、居場所、食事、健康、医療、介護、学び、文化・芸術、（多世代）交流  
 スポーツ・レクリエーション、まちづくり、ボランティア・地域活動、就労、後継者、防災・防犯、農地、環境保全

